留学生の経済的な問題に関する実証的研究 - 岡山大学留学生相談室のデータに基づいて -

岡 益巳

1. はじめに

日本学生支援機構(2016)によると、2015年に実施された私費外国人生活実態調査の結果、「日本に留学してから苦労したことは何でしたか」(複数回答)という問いに対する回答で最も多かったのは、「物価が高い」70.5%であり、次いで「日常生活における母国の習慣との違い」33.5%、「日本語の習得」30.7%、「宿舎等を探すこと」23.3%、「学校内で日本人学生と交流できないこと」22.4%の順で続く。近年のアジア諸国の経済発展を反映して「物価が高い」という回答は漸減傾向にあり、同機構が2011年に実施した調査と比較すると10ポイント減少している。それにもかかわらず、他の回答項目に比べると2倍以上の数値であり、私費留学生にとって経済的な問題が大きなウェイトを占めていることは明らかである。

本稿では、1999年11月から2017年3月にかけて岡山大学の留学生が直面した経済的な問題全般について考察する。留学生相談室が関与した事案を整理分析し、国費・私費を問わず、留学生が具体的にどのような経済的問題を抱えて留学生相談室を利用したかを解明する。授業料免除と奨学金受給希望を中心とした生活苦の訴えとアルバイトに関わる諸問題が留学生の経済的な問題領域の二大項目であり、当然のことながら、私費留学生の相談内容は概ね深刻であり、国費留学生の相談は一時的な問題が多い。

2. 先行研究と本研究の意義

2.1 先行研究

個別の国立大学の現状を踏まえて、留学生への生活支援の問題を論じたものには、前出の藤井・門倉(2004)に加えて、大塚(2004)、根岸(2005)、沼田(2005)、八重澤(2006)、斉藤(2006)、和田(2007)、太田(2007)、寅野(2007)、竹森(2008)がある。これらの先行研究は全て、個々の大学における留学生支援の実態と課題について述べたものであり、奨学金制度の紹介に絞り込んだもの、経済的支援全般に触れたもの、経済的支援を含む様々

な生活支援を取り上げたものが含まれる。

他方、白土(2005)は、政府や大学は「単独型支援」ではなく、社会各界各層の協力を呼びかけて支援を得る「社会連携型支援」を強化しなければならないと主張している。また、白土(2010)は、留学生問題への対応としては、制度的及び問題解決的アプローチの二つが通常行われているが、留学生が500人規模を超える場合には予防的・教育的アプローチによる「セーフティネット」作りが必ず必要になる、と述べている。

留学生のアルバイトの問題を正面から取り上げた先行研究は非常に少ない。1990年6月の入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題を分析した岡(1992,1993)、1998年9月の資格外活動許可基準の見直しに異論を唱えた山田(2000)、留学生相談室へ持ち込まれたアルバイト関連の相談事案を整理分析し、現場での対応結果を示した岡(2004a)、留学生の資格外活動許可基準の歴史的変遷とその諸問題について論じた岡(2004b)、中国人私費留学生の資格外活動の実態に迫り、且つ、所得税源泉徴収問題の存在を実証した岡・坂野(2005)が存在するが、ここ10年あまり留学生のアルバイト問題をテーマとして取り上げた研究は見当たらない。

2.2 本研究の意義

前節で述べたように、先行研究の大部分は、各大学等における留学生への経済的支援の「制度的な」実態と課題について紹介したものであり、留学生相談指導の現場から具体的な相談事例に基づいて経済支援の問題を取り上げた先行研究は岡(2004a)のみである。

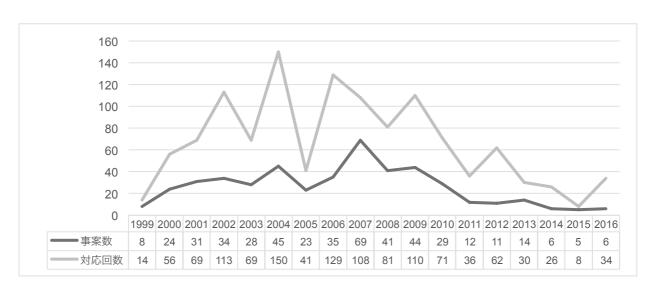
本研究では、過去17年5か月間に留学生相談室が関与した留学生の経済的な問題について、相談記録ノートを整理分析して、その実態を明らかにする。本稿分析対象期間内に留学生の経済的な問題が465件発生した。この465件(465人)の事案を、①「経済的な困窮の訴え」255件及び②「アルバイト関連問題」210件の2つに大きく分類した。さらに、①②の相談内容を下位分類することによって、それらの特徴や発生件数をより明確に呈示することが可能になった。

本稿では、各大学の奨学金制度や授業料免除制度の実態を中心に紹介した先行研究とは異なり、生活苦から奨学金や授業料免除を求めた留学生の実態、一時的な生活困窮から留学生相談室を訪れた留学生の実態、さらにはアルバイト関連事案を抱えて留学生相談室を利用した留学生の実態を含めて、岡山大学に在籍する留学生の経済的問題領域全般に関して、現場目線による実態の解明を試みる。すなわち、大学等による制度的支援のあり方を示すのではなく、アンケート調査に基づく提言でもなく、相談記録ノートに基づいて留学生の経済的な問題の発生状況を明らかにするという本研究独自の手法には、類似の先行研究が存在しないため、大きな意義が認められる。

3. 経済的な問題の発生状況に関する検証

3.1 年度別事案発生状況と延べ対応回数

本稿分析対象期間内に 465 件の経済的な問題に関わる事案が発生し、留学生相談室では延べ1,207回の対応を行った。1999年度の5か月間を便宜上0.5年としてカウントすると、年度平均26.6 件の事案に対して69.0 回の対応を行ったことになる。事案数で見ると、2007年度が69件で最も多く、2015年度が5件で最も少ない。延べ対応回数で見ると、2004年度が150回で最も多く、2015年度が8回で最も少ない。



注) 1999 年度は11月~3月までの5か月間。

図 1 年度別に見た経済的な問題の事案数(№465)及び延べ対応回数(№1207)

3.2 経済的な問題を抱えた留学生の特性

3.2.1 性別

男性254人、女性209人、不明2人であり、男性がやや多い。

3.2.2 年齢

年齢は18歳から46歳までの間に分布しており、年齢が不明の者20人を除いた445人の平均年齢は27.6歳である。20代後半が178人で最も多く、次いで20代前半が118人であり、20代の学生が全体の63.7%を占める。30代は26.7%を占め、10代は3.2%、40代は2.2%に過ぎない。

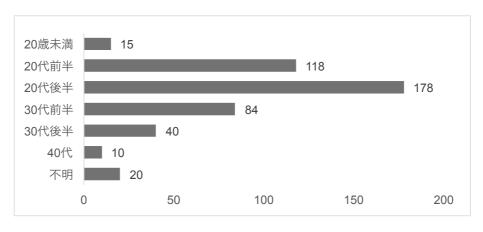


図2 年齢(1/465)

3.2.3 専攻分野

専攻分野別に見ると、理系が205人で最も多く44.1%を占め、次いで文系192人41.3%、 生命系56人12.0%である。 専攻分野が不明な者が12人あった。

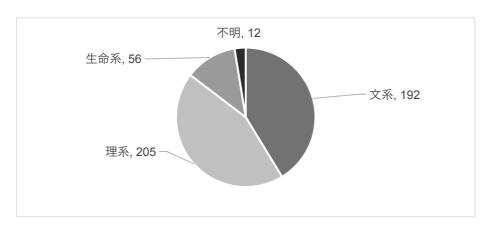


図3 専攻分野 (N=465)

3.2.4 在籍身分

在籍身分別に見ると、図 4 に示したとおり、大学院正規生が 199 人で最も多く全体の 42.8%を占める。大学院正規生の内訳は、博士課程 102 人、修士課程 97 人である ⁽²⁾。2 番目に多いのが大学院非正規生 116 人 (24.9%) であり、その内の 114 人が研究生で ⁽³⁾、2 人が特別聴講生である。3 番目は学部正規生で 90 人、19.4%である。4 番目は学部非正 規生 22 人で、その内訳は学部間交流協定等による特別聴講学生 11 人、EPOK 学生 7 人 ⁽⁴⁾、日本語・日本文化研修生 4 人である。この他に日本語研修生 18 人、日韓予備教育学生 10 人、在籍身分不明 10 人がある。

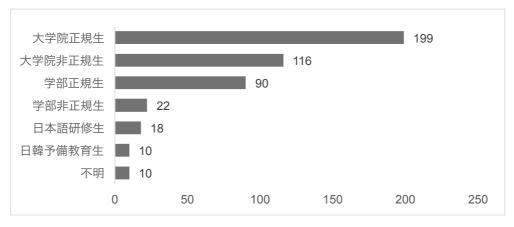


図4 在籍身分(N=465)

3.2.5 経費身分

経費身分別に見ると、私費が 363 人で圧倒的に多く、78.1%を占める。国費は 95 人で 20.4%、外国政府派遣が 5 人、不明が 2 人である。

3.2.6 出身国·地域

465 人の出身国・地域は 42 か国・1 地域に跨がっており、次のとおりである。①中国 290 人、②韓国 29 人、③バングラデシュ 16 人、④トルコ、マレーシア各 12 人、⑥ブラジル 10 人、⑦モンゴル 9 人、⑧インド 7 人、⑨フィリピン、ミャンマー各 5 人、⑪インドネシア、タイ、エジプト、イギリス、フランス、ロシア各 4 人である。以下は、スリランカ、ベトナム、ヨルダン、スペイン、セルビア、ドイツ、ペルー、各 3 人;アフガニスタン、イラン、ラオス、エチオピア、各 2 人;シリア、台湾、パキスタン、コートジボワール、スーダン、チュニジア、マダガスカル、ポーランド、ルーマニア、アメリカ、エルサルバドル、コスタリカ、パナマ、メキシコ、チリ、オーストラリア、各 1 人である。このほかに不明が 1 人あった。中国が圧倒的に多く、全体の 62.4%を占めている。

3.3 第一報の送り手

第一報の送り手は、留学生本人が最も多く、336人で全体の72.3%を占める。2番目に多いのはグローバル・パートナーズ事務職員83人(17.8%)である⁽⁵⁾。3番目以下は、留学生所属部局教員22人(留学生専門教育教員12人、指導教員9人、その他1人)、グローバル・パートナーズ教員9人(EPOKコーディネーター教員6人、その他3人)、学生相談室スタッフ(学務部スタッフ1人含む)5人、日本語教員2人であり、学内教職員の合計は121人(26.0%)である。このほかに、WAWAスタッフ2人、留学生の家族2人、その他4人(学外者で、警察官2人、県庁職員1人、身分不明1人)である。

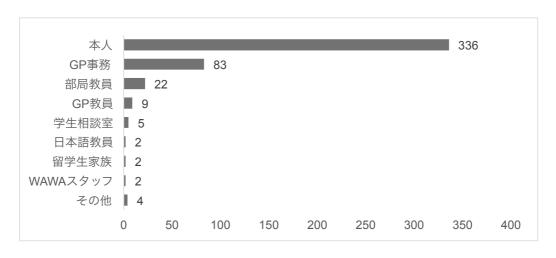


図5 第一報の送り手(№465)

3.4 留学生との面談に使用した言語

本人から第一報が入った事案、すなわち、留学生が直接相談に訪れた事案 336 件に加えて、他者から第一報があった事案のうち 40 件、合計 376 件 (376 人) に関して当該留学生と面談を行った。それ以外の事案については、第一報の送り手への対応に止めた。留学生本人に対応した 376 件の事案について、留学生との面談で使用した言語は、日本語が 252 件で 67.0%を占め、英語は 76 件 (20.2%)、中国語 48 件 (12.8%) であった。

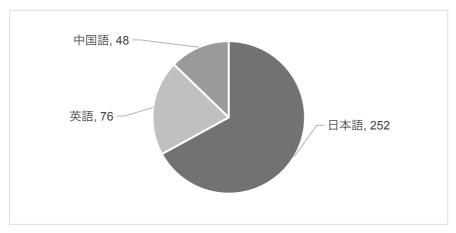


図6 面談で使用した言語(№376)

4. 考察

4.1 全般的な考察

本稿分析対象期間である17年5か月間で465件の経済的な問題に関連する事案が発生し、 筆者は延べ1,207回の対応を行った。年度当たり27件の事案に69回対応したことになる。 経済的な問題を抱えた留学生の特徴は、男性が55%でやや多く、年齢層は20代後半が最 も多く全体の38%を占め、20代が64%を占める。 専攻分野別では、理系が 205 人で 44%を占め、最も多いが、その在籍比率が 49%であることを考慮すると $^{(6)}$ 、逆にやや小さい数値であると言える。文系 192 人 $^{(41\%)}$ は在籍比率 36%よりやや大きい。在籍比率が 15%を占める生命系の 56 人 $^{(12\%)}$ は、他の $^{(25\%)}$ 野に比べると妥当な数値である。

在籍身分別にみると、大学院正規生が199人(43%)で最も多いが、在籍比率が61%である点を考慮すると、これはかなり小さい数値である。在籍比率14%の研究生が114人で25%を占めているのが目を引く。研究生は、授業料免除の対象外であり、奨学金を支給される可能性が非常に低いため、経済的な困難を抱える者の割合が大きい。

経費身分別では、私費が 78%で圧倒的に多いのは当然予測されたことである。国費が 20%を占めるが、これは引っ越し費用や国際学会参加旅費などが不足し、一時的な困窮を 訴えた者であり、恒常的な生活苦を訴えた者ではない。

留学生の出身は、42 か国・1 地域に跨がり、在籍比率 59%を占める中国が 290 人 (62%) で群を抜いて多く、在籍比率 (7%) 及び事案該当者 (29 人、6%) が共に第 2 位の韓国を大きく引き離している。中国人留学生はそのほとんどが私費のため、生活苦に関する深刻な相談が多いのが特徴である。

第一報の送り手は、留学生本人が 72%、学内教職員が 26%を占める。留学生と直接面談した 376 人のケースで使用した言語は、日本語 67%、英語 20%、中国語 13%であり、日本語も英語もできない者が 1 割強存在した。

4.2 生活苦に関わる事案の考察

生活苦に関わる問題を訴えた者が255人(=255事案)存在した。255人の内訳は、入学金免除・授業料免除・奨学金受給を希望するなど、恒常的な生活苦を訴えた者が193人、一時的な困窮を訴えた者が45人、授業料免除・奨学金応募の手続き方法や書類の記入方法の問い合わせをした者が17人であった。

授業料免除・奨学金受給に関する相談が主であったが、併せてアルバイトにも言及した者が16人あった。

(1) 恒常的な生活苦

255 人のうち、76%に当たる 193 人(私費留学生 187 人、国費留学生 5 人、外国政府派遣留学生 1 人)が恒常的な生活苦を訴えた。私費留学生 187 人のうち 161 人が入学金免除・授業料免除・奨学金受給を希望したが、複数項目を希望した者もおり、奨学金受給を希望した者 103 人、授業料免除を希望した者 65 人、入学金免除を希望した者 8 人であった。残りの 26 人は、「経済的に苦しいので退学して就職したい」、「一旦休学してお金が貯まったら復学したい」、「授業料が払えない」、「授業料が免除にならず生活が苦しい」、「奨学金が

ダメだったので生活が苦しい」、「生活が苦しいので宿舎に入居したい」といった相談であった。

5人の国費留学生のうち、1人は1か月後に国費奨学金の支給期間が満了した後の留学生活についての相談、1人は4か月後に私費に切り替わるため、アパート代が支払えなくなるという相談、1人は家族4人で生活しているが、妻が本学大学院に入学予定であり、生活が苦しくなるという相談であった。他の2人は、結婚して経済的に苦しいので休学したい、金がないので300キロメートル離れた友人宅へ引っ越した、という主張であったが、面談した限りではこの2人が本当に生活苦に直面しているとは考えられず、そうした行動をとる理由は別にあった。外国政府派遣留学生1人は、生活の乱れが原因で家賃を11か月も滞納するほど困窮していた。なお、恒常的な生活苦を訴えた193人中137人(71%)が中国人であり、その在籍比率59%に比べて10ポイント以上大きい事実が判明した。

(2)一時的困窮

255人のうち、18%に当たる45人(国費留学生43人、私費留学生2人)が一時的な困窮を訴えた。45人中、貸付金制度を利用した者が40人いた⁽⁷⁾。貸付金制度を利用した理由は、①奨学金の遅配14人、②敷金などの引っ越し費用9人、海外学会・海外調査の旅費6人、パソコン等の購入4人、一時帰国旅費2人、その他2人、不明3人であった。貸付金を利用した40人のうち38人が国費留学生、2人が私費留学生であった。本来は、貸付金制度をより必要としているのは私費留学生である。しかし、貸付金を管理していた事務方は、貸付金の回収が滞り、原資が焦げ付くことを嫌い、原則として奨学金で確実に返済ができる国費留学生への貸付のみを認めていた。さらに、貸付金の申請に当たって、指導教員の捺印を要することも、私費留学生にとって貸付金制度を利用する際の高いハードルとなっていた。

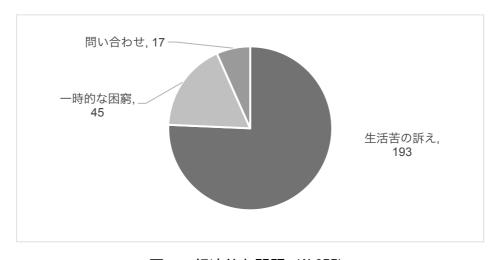


図7 経済的な問題 (*N*=255)

255 人のうち、7%に当たる17人は、授業料免除や奨学金募集などに関する問い合わせであり、特に問題はなかった。

4.3 アルバイト関連事案の考察

アルバイト関連の事案で留学生相談室が関与した者は210人(=210事案)である。210人について見ると、「アルバイトをしたい」が圧倒的に多くて128人(61.0%)を占める。2番目に多いのは「違法行為発覚」36人である。次いで、「アルバイト先でのトラブル」22人、「所得税課税」10人、「問い合わせ」5人、「報告」5人、「保証人」4人と続く。

(1) アルバイト希望

210人のうち、61%に当たる128人(私費留学生102人、国費留学生22人、外国政府派遣留学生4人)が「アルバイトをしたい」と留学生相談室や事務室を訪れた。2012年6月以前は、留学生が資格外活動許可申請を行う場合、大学が作成した副申書を添付した上で申請取次を行っていたため、アルバイトを希望する留学生が留学生相談室を訪れるケースが多かった。ちなみに、「アルバイトをしたい」128人中82人は「資格外活動許可申請手続きをしたい」という相談であった。許可申請手続きをしたいと相談に訪れた82人のうち、19人は日本語も英語もできなかったため、事務窓口で筆者による中国語での通訳を必要とした。しかし、入管法の改正に伴い2012年7月以降の新規入国留学生については入国時に空港で許可申請を行うことが可能になった。すでに国内に居住している留学生についても大学の副申書は不要になり、本人が直接入管に出向いて許可申請を行うようになった。

2000年当時、本学としては国費留学生のアルバイトは許可しない方針であったが、アルバイトを通じて日本社会を知ることには意義があるという入管の見解が示されたため、 2001年秋には国費留学生のアルバイトを認める方針に転換した経緯がある。

(2) 違法行為

210人のうち、36人(私費留学生34人、国費留学生2人)は違法行為の発覚であり、その内訳は、無許可でアルバイトに従事18人、週28時間を超えるアルバイトに従事9人、風俗関連のアルバイトに従事5人、登校せず専らアルバイトに従事2人、休学中にアルバイトに従事1人、留学生が長期帰国中に家族滞在者がアルバイトに従事1人であった。違法行為事案に関しては、主として事務職員を通じて報告があり、悪質な事案の場合は当該留学生を留学生相談室に呼び出し、厳しく注意した。授業期間中に許可基準の週28時間を大幅に超えるアルバイトに従事した9人は、いずれも授業料免除申請時に添付する前年の課税証明書に記載された収入などから逆算して週50~60時間のアルバイトに従事していたことが判明した。また、風俗関連のアルバイトに従事した5人のうちの3人がスナックでの接客を行い、残りの2人はラブホテルで清掃作業に従事し、いずれも入管に摘発され

た。たとえ清掃作業であっても、風俗店の入っている建物でのアルバイトは許可されない ことを留学生に理解させるのは難しいが、オリエンテーションにおいて検挙された事例を 挙げての説明は効果的であった。国費留学生の2人は無許可でアルバイトに従事していた が、そのうちの1人は有償のボランティア活動であるとの認識であったため、許可申請を 求める事務方とトラブルになった。

(3) アルバイト先でのトラブル

「アルバイト先でのトラブル」22人(私費留学生)の内訳は、アルバイト賃金不払い11人、勤務条件が悪い・採用時の約束と異なる2人、他の従業員とケンカ2人、突然解雇された2人、仕事中にケガをした1人、店の備品を壊し修理代を要求された1人、バイト先の同僚にカルト系宗教団体へ連れて行かれた1人、退職をめぐるトラブル1人、これらに加えて雇用主から「勤務態度が悪い」という苦情が1人あった。

留学生に対して「店に迷惑をかけたら 1,500 万円弁償する」という文面の保証書の提出を求めたり、1回遅刻すると 5,000 円の罰金を取ったりする飲食店経営者も存在し、11 人から賃金不払いの訴えがあったが、9 人については雇用主側に問題があった。留学生側に非があったのは、予告なしに急に「辞めたい」と申し出た 2 人のみであった。

アルバイト賃金不払い 11 人のうち、資金繰りの都合で遅れただけであったケースが 1人、留学生相談室と雇用主との交渉により当該留学生が納得できる金額が支払われたケースが 5人、岡山労働局に支援を求めたケースが 5人であった ⁽⁸⁾。岡山労働局に支援を求めた 5人のうち、未払い賃金が支払われたケースが 1人、結果報告がないため不明のケースが 2人、少額訴訟を起こすことを勧められたが断念したケースが 1人、少額訴訟を起こし勝訴したケースが 1人である。店の備品を壊して修理代を要求されたケースに関しては、岡山弁護士会による外国人のための無料法律相談を利用することを勧めたが ⁽⁹⁾、結果報告はなかった。外部機関・団体に支援を求めた場合、該当する留学生には必ず留学生相談室に結果を報告するように求めているが、「喉もと過ぎれば」で、報告をしない者が時折いる。

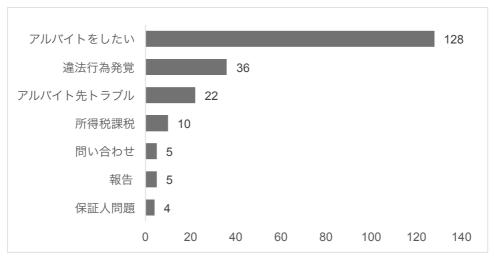
(4) 所得税課税問題

「所得税課税」10人(私費留学生)は、2001年度から2007年度にかけて受けた「アルバイト賃金から所得税を差し引かれている」という相談であった。10人のうち9人が中国人、1人がマレーシア人であった。新入生のための生活オリエンテーションでは、我が国と租税協定を締結している国からの留学生のアルバイト所得には免税条件の範囲内で所得税がかからないことを周知しているが(10)、留学生が「租税条約に関する届出書」を雇用主に提出することを怠り、雇用主がこの免税制度を知らない場合がある。所得税課税の問題については、岡(2004a)で事例を挙げて紹介済みである。

(5) 保証人問題

「保証人問題」4人(私費留学生3人、国費留学生1人)は、アルバイト雇用契約の際に保証人が必要であるため、保証人を引き受けて欲しい、という依頼であった。アルバイト先で火災などの事故を起こした場合の賠償額には上限がない。このため、留学生相談室としては保証人を要求しないアルバイト先を探すようにアドバイスしている。アルバイトの保証人引き受け問題は、留学生相談指導担当者のみならず指導教員にとっても非常に悩ましい問題である。心情的には引き受けたいが、青天井の責任を負うことはできない。

アルバイトに関する「問い合わせ」や「報告」の10人には、何ら問題はなかった。



注) このほかに、図7の「生活苦の訴え」193人中16人がアルバイトに言及した。

図8 アルバイト関連問題の内訳 (N=210)

本章第2節で述べた「経済的な困窮の訴え」255人のうちの16人がアルバイトにも言及した。すなわち、15人が「生活が苦しいので、アルバイトをしたい」と訴え、1人が「アルバイトに追われて留年が確定した」と報告した。前者の中には、アルバイトをしたいが、「見つからない(5人)」、「体調が悪いのでできない(1人)」、「子供が小さいのでできない(1人)」、「指導教員が許可しない(1人)」などと訴えた者もいた。

4.4 支援の現状と今後の課題

留学生に対する国や大学による制度的な支援という観点からすると、本稿分析対象期間 内に支援が充実した部分と後退した部分の両方が見受けられる。

支援が充実したのは、留学生用宿舎である。本学の留学生宿舎は、2000年代初めには桑の木宿舎のみであり、留学生の収容定員は132人であったが、2010年度に福居宿舎、2011年度に国際交流会館、2016年度に国際学生シェアハウスへの入居が開始され、留学生の収容定員は4つの宿舎を合計すると287人に増加している。

支援が後退したのは、貸付金制度、奨学金制度、健康保険料補助制度である。本学の貸付金制度は、せとうちライオンズクラブ基金が1990年代半ばに、國師基金が2000年度に創設された。しかし、2010年3月に外部預かり金を事務室で保管すべきではないとの内部監査の指摘を受け、貸付金の管理を留学生協会が行うことになった。実際には、留学生協会事務局担当の非常勤職員が管理していたため、2015年11月に財務部から再び同様の指摘を受けた。このため、2016年1月を以て二つの基金は廃止された。さらに、来日直後の私費留学生に対して岡山大学国際交流基金から奨学金が支給されてきたが「11」、同基金が枯渇したため、2016年12月を以てこの奨学金は消滅した。また、日本学生支援機構(前身の日本国際教育協会を含む)による医療費補助制度は、国民健康保険加入を条件に、支払った医療費の80%を還付する制度であったが、国家財政の悪化を受けて、2006年度には還付率が35%に引き下げられ、2008年度末に打ち切られた。日本学生支援機構による医療費還付率の引き下げを受けて、岡山大学では2006年度に私費留学生を対象とした国民健康保険料補助制度を立ち上げた「12」。しかし、当該補助制度の財源であった岡山大学国際交流基金の残額が乏しくなってきたため、わずか4年でこの制度は廃止された。

鈴木(2010)は留学生宿舎の整備をテーマとした調査を実施し、「今回の一連の調査で、 留学生イコール苦学生という図式が必ずしも当てはまらないケースが増えつつあることが 観察された」と述べており、2000年代の後半には、安い家賃の住居よりも快適な住居を求 める、経済的にゆとりのある留学生が増え始めていたことが窺われる。

岡山大学においても、第3章の図1で示したとおり、2010年代に入ると、経済的な問題を抱えて留学生相談室を訪れる留学生の数が顕著に減少している。

本学においては、学内外の複数の留学生斡旋ブローカー(同国人留学生、同国人卒業生)の介在もあって、2000年代半ばには中国内モンゴル自治区から毎年数十人規模の研究生が入学した。彼らは多額の借金を抱えており、日本語も英語もできず、基礎学力にも問題があり、筆者は対応に追われた。しかし、2008年7月に教育・学生担当理事名で、「語学の目安」が示されたことにより、ブローカーの暗躍を阻止することができ、これらの留学生への対応が激減した。

生活苦を訴えて奨学金の受給を希望する私費留学生との面談では、しばしば次のような要望が出される。すなわち、研究生は、「来日直後は、生活面や学習面の双方が不安定で、最も奨学金を必要とする時期であり、優先的に奨学金を支給して欲しい。特に、研究生は授業料免除の対象外であり、生活が苦しい。」と主張する。他方、博士課程最終学年に在籍する私費留学生は、「博士論文作成のため極めて多忙であり、アルバイトに時間を割くことができず、生活が苦しい。」と訴える。本学の奨学金選考基準は「高学年」優先であり、非正規生である研究生の優先順位は低く、来日直後の研究生が受給できる奨学金はほとんどない。高等教育機関は入管の政策を踏まえて、経費支弁能力がある者に入学許可を出す建

前であるが、現実には経済的な問題を抱えた者も入学してくる。このため、2016 年 12 月に枯渇した「岡山大学国際交流基金」に代わる大学独自の奨学金制度を早急に立ち上げ、研究生・交換留学生等の非正規生を支援する策を講じることが望まれる。

5. 結び

アジア諸国の経済発展を反映して、経済的な問題を抱えて留学生相談室を訪れる留学生は減少傾向にあるとは言え、生活苦を訴える留学生が途絶えることはないであろう。本稿執筆中である2018年2月現在、留学生相談室は2件の深刻な生活苦の相談に対応中である。当該留学生はいずれも経費支弁能力を欠いており、引き続き厳しい留学生活を送ることになるであろう。こうした事例の背景には往々にして、留学生自身にも、指導教員にも、入学すれば何とかなるであろう、という安易な考えがある点は否めない。また、恒常的な生活苦を訴えた193人中、71%に当たる137人が中国人であり、その在籍比率59%に比べて10ポイント以上も大きい事実が明らかになった。

アルバイト関連のトラブルも同様に減少傾向にある。親元からの仕送りだけで生活でき、 アルバイトをする必要のない私費留学生も散見されるようになった。しかし、その一方で、 生活費の全て或いは大半をアルバイト収入に頼っている留学生も依然として存在するため、 違法なアルバイトを行う者が時折見かけられる。

生活苦に関する相談は、例えば研究生の場合、授業料減免の対象外である、奨学金の優先順位が正規生より低いなどの理由で、有効な経済支援策を提示できないケースがほとんどであり、留学生相談指導担当者にとっては頭の痛い相談領域の一つである。

注

- (1) 横浜国立大学に在籍する留学生を対象に、2003 年 6 月~7 月に実施された。245 人の留学生から回答を得、回収率は29%であった。回答者の29%が国費留学生であった。
- (2)博士課程には「博士後期課程」を、修士課程には「博士前期課程」を含む。
- (3)一部の研究生は学部所属となっていたが、ここでは便宜上大学院所属に一本化して処理した。
- (4) EPOK = Exchange Program Okayama: 通称 EPOK 学生は、大学間交流協定に基づいて受け入れる交換留学生である。
- (5) グローバル・パートナーズには、その前身の留学生課、留学生センター、国際課、国際センターを含む。 以下も同様である。
- (6) 在籍比率は、1999 年度後期から 2016 年度後期までの各期の平均値であり、留学生相談室資料に基づいて 第出した。
- (7)本学の貸付金制度は、せとうちライオンズクラブ基金 (200 万円) 及び國師基金 (100 万円) によるものであり、グローバル・パートナーズ事務室で管理していたが、外部預かり金を管理すべきではないとの学内関係部署からの指摘があり、2016年1月を以て廃止された。以後は公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)による貸付金を利用することになった。せとうちライオンズクラブ基金は大学に移管され、國師基金は出資者である國師三起子氏(元留学生センター教授)に返還された。
- (8) 岡山労働局による「外国人労働者相談コーナー」で、留学生のアルバイト上のトラブル相談にも応じても

らえる。毎週月曜日~金曜日の午前9時30分~午後4時で、英語による相談は水曜日のみである。

- (9) 毎月第3 土曜日の午前10時~午後1時、岡山国際交流センターで実施されており、電話による予約が必要である。
- (10) 例えば、2009 年度のオリエンテーション配布資料には、「我が国と"租税条約"を締結しており、且つ留学生のアルバイト収入に関する免税条項を持つ国が22あります。これらの国の留学生は免税条件の範囲内であれば、アルバイトをしても所得税を免除されます。アルバイトを始める際に、国際課で"租税条約に関する届出書"を2部受け取り、記入して雇用主に渡します。」と記載され、国別の免税基準一覧表が示されている。一覧表は、三好(2000) pp. 399-400を基に作成した。ちなみに、中国人の場合は、「生計、教育のための所得」という条件であり、所得制限がないが、マレーシア人の場合は、「年間36万円まで」と定められている。
- (11) 私費留学生を対象に入学直後の6か月間、月額3万円の、EPOK 学生には6か月または1年間、月額5万円が支給された。
- (12) 国民健康保険料を納付済みであることを確認した上で、2006 年度から 2009 年度にかけての各学期末に半期分 9,000 円を補助金として支給した。

引用文献

藤井桂子・門倉正美(2004)「留学生は何に困難を感じているか -2003 年度前期アンケート調査から-」『横 浜国立大学留学生センター紀要』第11号, pp. 113-137.

三好毅(2000)『海外勤務者をめぐる税務 -海外勤務者・来日外国人の両面から解説』財団法人大蔵財務協会 根岸敏幸(2005)「新潟大学における留学生の生活支援」『留学交流』2005 年 7 月号, pp. 12-15.

日本学生支援機構(2016)『平成27年度私費外国人留学生生活実態調査概要』

http://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/12/0: (2017年9月8日閲覧)

沼田忠彦 (2005) 「岩手大学における留学生支援の取組」 『留学交流』 2005 年 7 月号, pp. 16-19.

岡益巳(1992)「入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題(I)」『岡山大学経済学会雑誌』第24 巻第3号, pp. 61-90.

岡益巳(1993)「入管法改正に伴う中国人私費留学生のアルバイト問題(Ⅱ)」『岡山大学経済学会雑誌』第 24 巻第 4 号, pp. 139-160.

岡益巳 (2004a)「留学生の資格外活動をめぐる諸問題 - 留学生相談指導の現場から-」『広島大学留学生センター紀要』第14号, pp. 65-78.

岡益巳 (2004b)「留学生の資格外活動許可基準の歴史的変遷とその諸問題」『留学生教育』第9号, pp. 19-33.

岡益巳・坂野永理(2005)「留学生の資格外活動に関する実証的研究」『大学教育研究紀要』第1号, pp. 1-15.

岡益巳(2009)『新入生のための生活オリエンテーション』(未公刊資料)

太田孝子(2007)「留学生経済支援と大学の取組」『留学交流』2007 年 4 月号, pp. 6-9.

大塚英作(2004)「横浜国立大学における留学生支援の現状 - 奨学金の取扱いを中心に-」『留学交流』2004年11月号, pp. 2-5.

斉藤理恵(2006)「留学生支援の現状と課題 -信州大学の事例から-」『留学交流』2006年4月号,pp. 14-17.

白土悟 (2005)「留学生に対する経済支援について考える」『留学交流』2005年7月号, pp. 8-11.

白土悟 (2010) 「大学における留学生支援体制の再考」『留学交流』2010年4月号, pp. 2-5.

鈴木在乃(2010)「国立大学における留学生宿舎整備の課題」『留学生交流・指導研究』Vol. 12, pp. 133-142.

竹森直(2008)「留学生の生活支援のあり方」『留学交流』2008 年 4 月号,pp. 2-5.

寅野滋(2007)「留学生への経済的支援」『留学交流』2007年4月号, pp. 10-13.

和田健(2007)「留学生の経済支援とその方向性 -大学の姿勢と関連して-」『留学交流』2007年4月号, pp. 2-5. 八重澤美知子(2006)「留学生に必要な経済支援とは

- 多様性に応じた実のある対応を-」『留学交流』2006 年 4 月号, pp. 2-5.

山田光義 (2000)「留学生のアルバイト」『横浜国立大学留学生センター紀要』第7号, pp. 4-12.